

紛争対応チームに関する規程

(目的)

第1条 介護療養型老人保健施設ことぶきにおいて発生した介護・医事紛争について迅速かつ適切に対応するために「紛争対応チーム」(以下「チーム」と略す)を事故発生の防止のための委員会(以下委員会という。)の内部に設置する。

(構成)

第2条 チームは、委員会の内、次に掲げるメンバーで構成する。

- ① 管理者もしくは予め定めた代行者(施設長及び理事)
- ② 各部署長および責任者(不在時代行は各部署の次席責任者があたる)
- ③ 安全対策担当者(必要に応じて)

(リーダー)

第3条 チームにリーダーを置き、管理者もしくは予め定めた代行者がこれにあたる。

(任務)

第4条 ①チームは、管理者の命を受け、所掌業務について調査審議し、対応策を検討するとともに実際の紛争対応を行う。また、所掌業務について管理者に建議することができる。
②チームの調査審議の結果、紛争対応結果については、管理者に報告するものとする。

(所掌業務)

第5条 チームは、紛争が発生した場合又は発生する可能性がある場合は、次の事項を所掌する。

- ①状況の把握、及び情報収集に関すること(事故調査)
- ②対応方法の検討
- ③利用者及び利用者家族等の直接対応
- ④その他介護・医事紛争に関すること
- ⑤マスコミ対応

(召集)

第6条 チームは、リーダーが召集し、必要とする場合は随時開催することができる。

(参考人)

第7条 リーダーは、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員会との連携)

第8条 チームは、事故、紛争が発生した場合には、必要に応じて委員会へ報告を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 個人情報の保護については、「事故発生の防止及び発生時対応の指針」に準ずる。

以上